第

 $6\ 4\ 1\ 4$ 

号



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2020年)令和2年 4月 /日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

## ▲ 賞味期限切れの商品

**Q**:当社は、今期から食品の販売を始めますが、期末に賞味期限切れとなった商品が残った場合は、どのような処理をしたらいいのですか?

A:決算日までに廃棄処理が終わればその期の損金に、廃棄が間に合わない場合は備忘価額の1円を残して残額は損金処理をします。 【解説】

法人税では、法人の有する棚卸資産につき、 災害による著しい損傷によりその資産の価額 がその帳簿価額を下回ることとなったこと、 その他次の事実が生じた場合において、その 評価替えをして損金経理によりその帳簿価額 を減額したときは、その減額した部分の金額 のうち、その評価替えをした事業年度終了時に おけるその資産の価額との差額に達するまで の金額は、その評価替えをした事業年度の損 金の額に算入するとしています。

- ① その資産が著しく陳腐化した場合
- ② 破損、型崩れ、たなざらし、品質変化等に より通常の方法によって販売することが できなくなった場合

したがって、期末に賞味期限切れの商品が 残った場合には備忘価額1円を残して残額を 損金処理し、廃棄処分が完了した事業年度に おいて備忘価額を損金処理することになりま す。









【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】